

請願第1号

「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書

(請願要旨)

私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献しています。その中小業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法56条「事業者の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は、事業主の所得となり、最低賃金にも満たない配偶者86万円、家族50万円が控除されるのみです。税法上、今年度から青色申告同様に記帳義務が課せられましたが、所得税法第56条が廃止に至っていません。一人ひとりの人権を認めない封建的な「家制度」の名残である56条は早急に廃止するべきと全国で8県議会を含む426自治体が国に意見書をあげています。

世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価しています。国会でも経済産業大臣、財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、早急に廃止すべきと考えています。

貴議会におかれましても、請願の趣旨をご理解頂き、地方自治法第99条の規定に基づき政府に意見書を提出して頂きますよう請願いたします。

記

(請願項目)

- 1 「所得税法第56条の廃止」を実現するよう、意見書を政府に提出して下さい。

2015年11月16日

紹介議員

小田 桐 仙

請願者



流山市議会議長 海老原 功一 様

陳情第21号

国民健康保険料を引き上げないことを求める陳情書

(陳情趣旨)

「高すぎて払いたくても払えない」「国保料を引き下げて」の声が広がっています。国保制度は、国民皆保険制度をささえ、国民誰もが安心して医療にかかれることを目的とする社会保障制度です。ところが、昨年流山市では、国保料が払えずに「無保険」となり、病院にかかった時には癌末期と診断され、治療開始後2か月で亡くなるという痛ましい事態がおこりました。医療保険は市民の命と健康に直結するだけに、国保料を払えないというのはよほどの事情があるのです。

国は、今年度から1,700億円の市町村国保への財政支援を実施しました。これを活用して京都市、いわき市、北見市では、今年、国保料を引き下げました。他の自治体にも広がっています。一方で、こうした流れとは逆に、流山市は、国保料を3.6%引き上げる計画を発表、来年度から実施するとしています。

年金は年々切り下げられ、介護保険料も値上げされました。労働者も連続賃下げが続いています。若者の2人に1人が不安定な非正規雇用です。再来年の4月には消費税が10%に引き上げられようとしています。円安がすすみ、毎月のように食料品など生活必需品の値上げがおこなわれています。このような時に、国保料の引き上げを実施するなら、市民生活に大きな打撃となることはあきらかです。

以上の理由から、国保料の引き上げをしないよう要望します。

(陳情項目)

- 1 国民健康保険料を引き上げないでください。

2015年11月13日

陳情者



流山市議会議長 海老原 功 様